

食安輸発0608第1号  
平成22年6月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産オオバコエンドロ及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年5月26日付け食安輸発0526第1号)にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、タイ産生鮮オオバコエンドロからブプロフェジンを検出したことから、同通知の別表1のタイ産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)に対する検査命令の検査項目にブプロフェジンを追加し、下記の通りとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る)		クロルピリホス シペルメリン <u>ブプロフェジン</u>	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.05ppm)を超えるシペルメリン及び <u>基準値(0.01ppm)を超えるブプロフェジン</u> が検出されるおそれがあるため。